議会だより96号（6月1日発行）　訂正とお詫びについて

議会だより96号(6月1日発行)に掲載している次の記事において一部内容に誤りがございました。町民のみなさま並びに関係各位にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫びするとともに、訂正いたします。

訂正内容
議会だより96号　15ページの賛否一覧表に、大城純孝議長および前里光信議員を追加（下記参考）

問い合わせ　西原町議会事務局　☎098-945-5122

	大城 誠一	真栄城 哲	与儀 清	大田 實	山城 勝貴	儀間 駿太郎	伊集 悟	長濱 ひろみ	伊計 裕子	喜納 昌盛	新田 宗信	與那覇 良樹	新川 善男	宮里 洋史	屋比久 満	大城 好弘	仲松 勤	前里 光信	大城 純孝
議案第４号	退	○	○	○	○	○	○	○	×	退	○	○	○	○	○	○	○	○	議長
議案第５号	退	○	○	○	○	○	○	○	×	退	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第６号	退	○	○	○	○	○	○	○	×	退	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第７号	退	○	○	○	○	○	○	○	×	退	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第25号	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

追加します

※賛成は○　反対は×　退席は退

○発議の賛否について

（発議第１号）西原町議会の個人情報の保護に関する条例について

発議第1号は、異議があったため、起立により採決しました。賛否は以下の通りです。

	大城 誠一	真栄城 哲	与儀 清	大田 實	山城 勝貴	儀間 駿太郎	伊集 悟	長濱 ひろみ	伊計 裕子	喜納 昌盛	新田 宗信	與那覇 良樹	新川 善男	宮里 洋史	屋比久 満	大城 好弘	仲松 勤	前里 光信	大城 純孝
発議第１号	退	○	○	○	○	○	○	○	×	退	○	○	○	○	○	○	○	○	議長

追加します

※賛成は○　反対は×　退席は退

ピカピカの1年生へ　お守り贈呈

西原町内の４児童館で活動するファミリークラブ会員のお母さんたちが、町立４小学校の新一年生の児童のために手作りのお守りをプレゼントしました。お守りは子どもたちの健全育成と交通安全を祈願したもので、子どもたちが「無事におうちへ帰ってくる」ことを願って、カエルのイラストがデザインされています。

※ファミリークラブは「町の子はみんなわが子」を合言葉に、児童館を拠点として、子どもたちの健全育成を目指して活動しています。

（「マイナンバーカード」の申請を行った方へ）「マイナンバーカード」受け取りのご案内

◎役場から交付通知書（はがき）が届きましたら、本人が来庁し、受け取りをお願いします。受け取り可能な時間帯は以下のとおりです。受け取り手続きは、約30分かかります。平日は混みあうこともありますので、お時間に余裕をもってお越しください。

- ■ 平日（予約不要）　9:00 ～ 16:30（11:30 ～ 13:00を除く）
- ■ 夜間（要予約）　7/11（火）・7/13（木）・7/25（火）・7/27（木）　17:30 ～ 19:30
- ■ 休日（要予約）　7/8（土）・7/22（土）9:00 ～ 13:00

※マイナポイントサポート窓口は、平日9:00 ～ 16:30及び 7/8・7/22に開設します。
※夜間・休日等窓口の最新情報については、町役場ホームページもご確認ください。

【お問い合わせ】 マイナンバーカード:098-945-5012(町民課　住民年金係)
マイナポイント　:080-8364-9076・080-8364-9077(マイナンバーサポートコーナー)

「ゆんたく広場 にしま～る」 ～どなたでも、お気軽にご参加ください♪～

- 日時：7月12日（水）午後２時～４時
- 場所：いいあんべー家（西原町社会福祉協議会となり）

参加費無料♪

7月のテーマ >>> 健康はおいしい！

- 栄養講話、かんたんレシピの紹介
- その他：軽運動、相談、ゆんたく

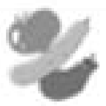

認知症について気になることや伝えたいことなど なんでもいいので、一緒にゆんたくしませんか？♪

お問合せ先
- 西原町役場福祉課 介護支援係 ☎098−945−4791
- 西原町地域包括支援センター ☎098−882−0117

「ゆんたく広場　にしま～る」…名前の由来

認知症の人やその家族、地域の人や専門家等が相互に情報共有をし、理解しあえる場として、誰もが気軽に集い繋がれる場所。「にしはら」と「ゆいま～る」を掛け合わせてつけました♫

障害児福祉手当・特別障害者手当について

下記の要件に当てはまる方に対して、障害児福祉手当または特別障害者手当が支給されます。

支給対象者	
障害児福祉手当　（月額　15,220円）	特別障害者手当　（月額　27,980円）
精神又は身体に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の20歳未満の者。 なお、以下の場合は対象となりません。 ⑴　省令で定める施設に入所（通所を除く）している場合。 ⑵　政令で定める公的年金等を受給している場合。	精神又は身体に著しく重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の者。 なお、以下の場合は対象となりません。 ⑴　省令で定める施設に入所（通所を除く）している場合。 ⑵　病院又は診療所に継続して３ヶ月以上入院している場合。

※　受給資格者（重度障害児または特別障害者）もしくはその配偶者又は受給資格者の生計を維持する扶養義務者（同居する父母等の民法に定める者）の前年の所得が一定の額以上であるときは、手当は支給されません。

※　申請手続きには認定請求書、所得状況届、所得証明書、戸籍謄本、住民票謄本、認定診断書など必要書類がありますので事前にご連絡ください。

【お問い合わせ】　福祉部　福祉課　障がい支援係　☎945−4791　FAX:944−6551
南部福祉事務所　地域福祉班　☎889−6364　FAX:889−6366